

重要な情報です - 必ずお読みください CalWORKs およびフードスタンプ受給者に対する新たな報告要件

カリフォルニア州では、キャッシュエイドおよびフードスタンプの受給資格に影響する事柄の報告方法を変更しています。変更を毎月報告する代わりに、今後は、3ヶ月ごとにほとんどの変更事項を報告する必要があります。

あなたは、各四半期(3ヶ月の期間)ごとの“報告月(Report month)”を指定されます。これは、各四半期の2番目の月となります。例えば、あなたの四半期が1月、2月、3月であれば、2月があなたの“報告月(Report month)”になり、3月5日が報告提出期限になります。

例:

四半期の開始月	報告月	5日がQR7の提出期限の月
1月	2月	3月
4月	5月	6月
7月	8月	9月
10月	11月	12月

四半期報告(Quarterly Report: QR 7)の提出期限は、常に報告月の翌月の5日で、その月の11日までに郡が受領しないと報告が遅れたものとみなされます。四半期報告(Quarterly Report: QR 7)が遅れると、過払いになる場合があります。過払いになった場合、受給すべきでなかったキャッシュエイドやフードスタンプは、払戻ししなければなりません。

報告を完全なものとするには、すべての質問に答え、報告月の最後の日以降に署名と日付を記入し、必要な証拠を添付する必要があります。完全に記入されたQR7を提出期限の月の翌月の最初の執務日までに提出しないと、あなたの家庭のキャッシュエイドやフードスタンプは中止されます。

四半期報告書(Quarterly Report: QR 7)で報告すべき事項:

勤労所得:

報告月に関し、あなたや家庭構成員の誰かが受け取った全所得。これには、給与、チップ、休暇手当、現金ボーナス、自営業や訓練プログラムからの収入、さらに無料の家賃・被服・食事等と交換に提供した労働等すべてが含まれます。

不労所得や障害に基づく所得:

報告月に関し、あなたや家庭構成員の誰かが受け取った、その他の全所得。これには、養育費、扶養手当、利子や配当、ギャンブル/宝くじの賞金、保険金や法的和解金、ストライキ手当、現金、贈与、ローン、奨学金、税の還付、社会保障(Social Security)や補助社会保障給付金/州の補助給付金(Supplemental Security Income/State Supplementary Payment: SSI/SSP)など政府からの給付金すべて、失業保険、労災補償、州の障害者補償、退役軍人年金、鉄道年金、その他の個人または政府の障害保証や年金、家賃収入、家賃補助、無料の住居/公共料金/被服/食費、その他の収入等が含まれます。

また、次の四半期(3ヶ月)に起こると予想される所得の変化についても四半期報告書で報告する必要があります。これには、勤労所得、不労所得、障害に基づく所得、それぞれの変更が含まれます。

資産:

あなたや家庭構成員の誰かが前の四半期以降に入手し現在も所有している、自動車、銀行口座、貯蓄債権、保険、家屋や不動産、信託、EBTキャッシュ残高、等の資産すべてで、購入・交換・贈与いずれかによるかを問いません。郡では、この情報を用いて、あなたの家庭が資産制限を超えないかどうか判定します。前の四半期報告以降、あなた自身あるいは家族の誰かが、資産を売却・交換・贈与した場合、これを報告しなければなりません。

あなたが別の家に引っ越したか、誰かがあなたの家に引っ越してきた: 新生児を含め、前の四半期報告以降、誰かが同居するようになり、現在も同居している場合。また、前の四半期報告以降、同居しなくなった方や亡くなった方がいれば、報告しなければなりません。

誰かが妊娠した:

未成年者である子供を含め、前の四半期報告以降、誰かが妊娠した場合。妊娠している家庭構成員は、妊娠特別ニーズ支払いの受給資格がある場合があります。また、高卒あるいは同等の資格のない未成年者が妊娠した場合は、Cal-Learn Programの下で、追加サービスの受給資格がある場合があります。

有罪判決を受けた麻薬法違反者、逃亡中の重罪犯罪者、保護観察期間/保釈違反者:

重罪の告訴、拘留、有罪判決後の懲役刑を逃れているか逃亡中である者、あるいは保護観察期間あるいは保釈違反の者が家庭にいれば、その者の氏名。規制薬物の所有・使用・配布に関し麻薬関係で重罪判決を受けた者が家庭構成員にいれば、その者の氏名を報告する必要があります。一旦四半期報告でこの情報を報告すれば、同じ人物につき四半期ごとに報告する必要はありません。

労働時間の減少:

扶養者のいない健全な成人(Able Bodied Adult Without Dependents: ABAWD)のフードスタンプ受給者で、労働時間が週20時間、月80時間未満になった場合は報告しなければなりません。次の3ヶ月間に労働時間または訓練時間が、この制限以下になると予想される場合も、報告する必要があります。

最後の報告以降に起こった出来事

この他にも報告しなければならない事柄には、仕事口や職業訓練(仕事を始めた、仕事をやめた、退職、仕事口/訓練をこわった、労働時間/訓練時間が増えた/減った、ストライキ)、市民権/移民法上の地位(市民権/移民法上の地位が変わった、USCISから新たなカード・書類・通知を受け取った)、新生児(妊娠した、出産した、中絶または流産した)、既婚未婚(結婚した、離婚した、別居した)、障害(障害者になった、障害または重大な病気から回復した)、保険(契約した、止めた、MEDICAREを含め、生命保険、歯科保険、健康保険の適用範囲を変更した)、IHSS(在宅支援サービス(In-Home Supportive Services)を開始・中止した)、6才から17才までの学齢期(キャッシュエイドのみ:定期的に学校にいかなかった、就学した)、年齢16才以上(学校・大学に入学・退学した。授業料、通学費、等)などがあります。

報告書提出時以外に報告すべき変更事項：

以下のような状況については、報告月でなくとも、(その変更の発生後 10 日以内に) 報告する必要があります。

- キャッシュエイドを受給している場合で、勤労所得、不労所得を合わせ、家族の総所得を合わせたものが、所得報告閾値 (Income Reporting Threshold: IRT) を超えた場合は、必ず報告しなければなりません。家族の人数に合った IRT は、郡の担当者がお知らせいたします。**不労所得しかない家庭やフードスタンプしか受け取っていない家庭は、四半期報告書 (Quarterly Report form) を除き所得を報告することは求められていません。**
- キャッシュエイドを受給している場合、規制薬物の所有・使用・配布に関し麻薬関係で重罪判決を受けた者、逃亡中の重罪犯罪者、保護観察期間／保釈違反者がいれば必ず報告しなければなりません。
- キャッシュエイドやフードスタンプを受給している場合は、給付金、四半期報告書書式、通告等を郡が送付できるよう、郡に住所変更を通知する必要があります。
- あなたが、扶養者のいない健全成人 (Able Bodied Adult Without Dependents: ABAWD) でフードスタンプを受給している場合、労働時間、または訓練中の場合はその時間が、週 20 時間未満、月 80 時間未満になった場合、その時間を報告しなければなりません。

報告すべき情報の内容によっては、あなたの給付が減額されたり中止される原因となる場合があります (所得が高くなりすぎた場合、麻薬関係で重罪判決を受けた者、逃亡中の重罪犯罪者、保護観察期間／保釈違反者などの場合)。

報告することができる変更事項：

また、報告月でなくとも、その他の情報を自発的に報告することができます。情報を自発的に報告することにより、家庭の給付額が増額される場合もあります。自発的に報告された情報により給付額が増える場合、郡は、証拠が提出されてから 10 日以内に決定を下します。例外は、あなたのケースにもう一人加わったため増額される場合です。その場合は、郡は、証拠が提出された後最初の月に給付を増額する決定を下します。**既に郡に報告した事柄であっても、次の四半期報告 (Quarterly Report: QR 7) で報告する必要があります。**

給付額が増額される理由となる自発的な報告には、次のようなものがあります。

- 所得のない者が家庭構成員になった (新生児を含む)。
- 誰か (未成年の子供を含む) が妊娠した。
- 所得のある家庭構成員が引っ越して行った。
- あなた自身あるいは家庭の誰かが、妊娠特別ニーズや特別ダイエットなど、CalWORKs 特別ニーズの受給資格があると思う場合。
- 家庭の誰かが、障害者や年齢 60 才になり、フードスタンプ給付額の計算に利用できると思われる**新たな医療費**を報告する場合。

報告した変更により給付が減額される場合、これは、次の四半期で行われます。

あなたの給付全体の中止や、同居しなくなったか扶助が必要でなくなった者に関してのみの給付の中止を要請することもできます。Medi-Cal やフードスタンプなどの他の給付を中止するよう要請することも可能です。Medi-Cal やフードスタンプのみを受給することは、キャッシュエイドの時間制限にマイナス点として計算されることはありません。

以上の他にも、郡が給付を減額あるいは中止する根拠となる、四半期中間に発生する変更事項があります。

例としては、次のようなものがあります。

- 家庭の成人がだれか CalWORKs 60 月時間制限に達する。
- 家庭構成員が拘束／処罰された。
- 子供 (妊娠してもいないし親となってもいない) が年齢 18 才になった (そして 19 才になるまで高校を卒業しない)。
- 家庭構成員の誰かが別の家庭で給付を受けるようになった。
- 受給資格のある子供が養護施設 (Foster Care) に入った。
- 扶養者のいない健全成人 (Able Bodied Adult Without Dependents: ABAWD) のフードスタンプ受給者の労働時間、または訓練中の場合はその時間が、週 20 時間未満、月 80 時間未満になった。

郡がキャッシュエイドおよびフードスタンプを計算する方法：**新しい額決定規則**

受給できるキャッシュエイドやフードスタンプの額は、所得と許可されている支出によって決定されます。次の 3 ヶ月間に予想される所得と支出は、その 3 ヶ月間に受給するキャッシュエイドやフードスタンプの額を計算するために用いられます。QR 7 に記載された情報を元に、次の四半期に給付されるキャッシュエイドやフードスタンプの額が決定されます。(3ヶ月)

例えば、QR 7 を 3 月に提出する場合、2 月の所得を報告することになります。さらに、4 月、5 月、6 月に予想される所得や支出の変更を報告することになります。2 月の所得や支出が変わらないと予測されると、4 月、5 月、6 月のキャッシュエイドやフードスタンプは、2 月の所得と支出を元に計算されます。所得や支出が変化する予定ならば、あなたの担当者は、4 月、5 月、6 月の新たな予想所得・支出額を用いて、これら各月のキャッシュエイドおよびフードスタンプ額を計算します。これは、“見込み予算法 (prospective budgeting)” と呼ばれます。

報告を怠ったり、故意に虚偽あるいは不正確な情報を報告した場合：

必要な情報の報告を怠ったり、故意に虚偽あるいは不正確な情報を報告した場合、給付が過払いとなる場合があります。報告を怠ったことによる過払いや故意に虚偽あるいは不正確な情報を提供したことによる過払いは、**払戻ししなければなりません**。さらに、必要な情報を郡に報告しない場合、不正行為の訴えや罰則が科せられることがあります。